

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成20年11月14日 |
| 【四半期会計期間】 | 第82期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日） |
| 【会社名】 | 株式会社東京放送 |
| 【英訳名】 | TOKYO BROADCASTING SYSTEM, INC. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 井上 弘 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂五丁目3番6号 |
| 【電話番号】 | 03(3746)1111(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 渡部 哲也 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区赤坂五丁目3番6号 |
| 【電話番号】 | 03(3746)1111(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 渡部 哲也 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第82期 第2四半期 連結累計期間 | 第82期 第2四半期 連結会計期間 | 第81期 |
|---------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自平成20年4月1日 至平成20年9月30日 | 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日 | 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日 |
| 売上高(百万円) | 178,409 | 99,778 | 315,175 |
| 経常利益(百万円) | 11,334 | 5,016 | 23,088 |
| 四半期(当期)純利益(百万円) | 4,675 | 1,010 | 19,022 |
| 純資産額(百万円) | - | 360,232 | 360,376 |
| 総資産額(百万円) | - | 575,225 | 537,211 |
| 1株当たり純資産額(円) | - | 1,842.82 | 1,884.02 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円) | 24.61 | 5.32 | 100.14 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円) | 24.60 | - | 100.04 |
| 自己資本比率(%) | - | 60.9 | 66.6 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー(百万円) | 16,408 | - | 21,174 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー(百万円) | 52,275 | - | 27,011 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー(百万円) | 44,244 | - | 12,973 |
| 現金及び現金同等物の四半期末(期末)残 高(百万円) | - | 38,160 | 29,764 |
| 従業員数(人) | - | 4,990 | 3,278 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含んでいない。

3. 第82期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株東京放送）、子会社61社及び関連会社44社により構成されており、放送事業、映像・文化事業、不動産事業等を主たる事業としている。

当第2四半期連結会計期間における、各事業に係る主な事業内容の変更及び主要な関係会社の異動は、次のとおりである。

<放送事業>

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はない。

<映像・文化事業>

平成20年7月31日付けで、(株)スタイリングライフ・ホールディングス及びその子会社5社を連結子会社とし、また、同グループの関連会社1社を持分法適用会社として、雑貨小売、通信販売等を拡充している。

<不動産事業>

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はない。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となっている。

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業の内容 | 議決権の所有割合 又は被所有割合 (%) | 関係内容 |
|---|--------|--------------|----------|----------------------------|------|
| (連結子会社) (株)スタイリングライフ・ ホールディングス | 東京都渋谷区 | 1,048 | 映像・文化事業 | 51 | - |
| (連結子会社) プラザスタイル(株) (注)2 | 東京都中央区 | 1,200 | 映像・文化事業 | 100 (100) | - |
| (連結子会社) (株)ライトアップショッピ ングクラブ (注)2 | 東京都港区 | 480 | 映像・文化事業 | 100 (100) | - |
| (連結子会社) (株)B & Cラボラトリーズ (注)2 | 東京都品川区 | 480 | 映像・文化事業 | 100 (100) | - |
| (連結子会社) (株)C Pコスメティクス (注)2 | 東京都品川区 | 100 | 映像・文化事業 | 100 (100) | - |
| (連結子会社) マキシム・ド・パリ(株) (注)2 | 東京都中央区 | 100 | 映像・文化事業 | 100 (100) | - |
| (持分法適用関連会社) (株)R Gマーケティング (注)2 | 東京都品川区 | 90 | 映像・文化事業 | 33 (33) | - |

(注)1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

| | |
|---------|---------------|
| 従業員数(人) | 4,990 (1,853) |
|---------|---------------|

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員等)は、当第2四半期会計期間の平均人員を()外数で記載している。
2. 当第2四半期連結会計期間において、従業員数が1,681名増加している。そのうち1,630名は、映像・文化事業で㈱スタイリングライフ・ホールディングス及びその子会社5社を連結子会社とし、当該事業の拡充をしたためである。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

| | |
|---------|----------|
| 従業員数(人) | 204 (41) |
|---------|----------|

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、当第2四半期会計期間の平均人員を()外数で記載している。

第2【事業の状況】

1【販売の状況】

(1) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 金額(百万円) |
|----------------|---------|
| 放送事業 | 58,864 |
| 映像・文化事業 | 36,384 |
| 不動産事業 | 4,505 |
| その他事業 | 23 |
| 合計 | 99,778 |

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去している。

2. 当第2四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりである。

| 相手先 | 当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) | |
|--------------------|---|-------|
| | 金額(百万円) | 割合(%) |
| (株)電通 | 27,401 | 27.5 |
| (株)博報堂DYメディアパートナーズ | 13,975 | 14.0 |

3. 本表の金額には、消費税等は含まれていない。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成20年9月11日に、認定放送持株会社体制に移行することを発表し、11月5日開催の取締役会において、当社の完全子会社である(株)TBSテレビに当社のテレビ放送事業および映像・文化事業を当社から分割して同社に承継させることを決議し、同日付け、(株)TBSテレビと吸収分割契約を締結している。

当該分割契約の詳細は、『第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)』に記載のとおりである。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間においては、欧米の金融危機に端を発する世界同時株安や不安定な為替市場の動向が日本の実体経済に深刻な影響を与え始め、輸出産業を中心とする企業収益の悪化や、買い控え傾向が強まることによる個人消費の落ち込み等で、景気の陰りは一層顕著になりました。

こうした国内外の経済状況によって、テレビ・ラジオの広告市況も一段と厳しさを増し、主力の放送事業において、当第2四半期のテレビ部門は、北京五輪やテニス、ゴルフ等のスポーツの大型企画のネットタイムセールスによって売上高を一部で伸ばしましたが、当第2四半期のスポット収入は第1四半期に続いて大幅な前年割れの展開となったことから、当社テレビ部門の営業収入全体では546億5千7百万円に止まりました。

ラジオの営業につきましても、スポット収入の落ち込みを業界他社との比較においては小幅に止めたものの、主力のタイム収入については、プロ野球のナイターセールスを始めとするスポンサーのCM出稿の不振が続き、当第2四半期の営業収入全体では、37億4千万円となりました。

一方、企業環境が厳しさを増す逆境下での当社の営業上の取組みですが、まず、番組連動や赤坂再開発地区「赤坂サカス」でのイベント活用を通じて事業収入・営業開発収入の積み上げを積極的に行いました。また、今春から各施設が一斉稼働を始めた「赤坂サカス」の不動産収益に加えて、当第2四半期連結会計期間においては、当社グループ成長戦略の一環として、(株)スタイリングライフ・ホールディングスの経営権取得を果たし、小売事業・ショッピング事業等の新たな収益を放送事業に付加・連動させることによって、環境変化をできるだけ吸収しながらメディアグループとして持続的に発展するための経営基盤づくりを推進しました。

その結果、当社グループの連結売上高の規模は一挙に拡大し、当第2四半期連結会計期間の連結売上高は、997

億7千8百万円となりました。また、同営業利益は、51億4千6百万円、同経常利益は、50億1千6百万円、同四半期純利益は、10億1千万円となりました。

放送事業の収入のうち、当第2四半期の当社のテレビ部門のタイムセールスは319億7千9百万円で、北京五輪関連のほか、「東レ パン・パシフィック・オープン・テニス」、ゴルフの「パナソニックオープン」等のセールスがありました。スポットセールスについては、関東地区のスポット投下量が第1四半期において前年の90%を割り込んだのに続いて、当第2四半期においても前年同期比の90.6%と落ち込みは止まらず、このため、スポット収入は197億5百万円にとどまりました。業種別売上高では、「エンタテインメント・趣味」「食品」「医薬品」等の業種が前年を上回ったものの、売上高の大きい「酒・飲料」「化粧品・トイレットリー」「自動車・輸送機器」といった分野での落ち込みが目立っています。

テレビの視聴率につきましては、ドラマ・バラエティのレギュラー番組の伸び悩みと、NHKが北京五輪放送等で数字を伸ばしたこともあって、当第2四半期において、ゴールデン帯10.8%（6局中4位）、プライム帯10.8%（同5位）等と苦戦が続きました。その一方で、「うたばん」「リンカーン」「イロモネア」等のレギュラー番組については若い視聴者層に着実に定着してきており、当社といたしましては、これらの番組の強化を図りつつ、全日視聴率向上も含めて引き続き総合的な編成強化に取り組んでいるところです。また、レギュラー番組のうち、「ぴったんこカン・カン」「ドリームプレス社」「中居正広の金曜日のスマたちへ」等は平均視聴率12～14%と、第1四半期に引き続き、安定して視聴者の支持をいただいております。さらに、日曜劇場「Tomorrow」は、地域医療の厳しい現状を訴える社会派ドラマとして高い評価をいただくことができました。

ラジオ部門は、子会社である㈱TBSラジオ&コミュニケーションズが、2ヶ月に1度実施される首都圏聴取率調査において43期連続して首位を守り、聴取率トップの連続記録も8年目に入りました。しかしながら、営業面でのラジオ業界全体の苦境に加えて経済状況の激しい変動により、ラジオ事業の経営環境が厳しさを増していることは上述のとおりです。ラジオ放送につきましては、経営の効率化をさらに追求しながら、新たな事業開拓と収益の拡大に取り組んでまいります。

映像・文化事業は、第1四半期連結会計期間に引き続き、当第2四半期連結会計期間もスタイリングライフグループの新規連結効果もあり大変好調で、特に映画については、6月公開の映画「花より男子ファイナル」が興行収入77億円のヒットとなって利益を上げたほか、同テレビシリーズのDVD、さらには、ドラマ「ROOKIES」のDVD等の売上高・利益が部門実績に大きく貢献し、当第2四半期連結会計期間の売上高は363億8千4百万円、営業利益は41億4千3百万円となりました。

当第2四半期から当社連結子会社として連結会計への適用を開始したスタイリングライフグループは、持株会社である㈱スタイリングライフ・ホールディングスの傘下に雑貨小売、通信販売、化粧品製造販売、外食・洋菓子製造販売の各子会社を擁する企業集団ですが、個人消費が減速する中において、各子会社とも、当第2四半期は前年同期比で1～40%規模の増収と健闘しました。

不動産事業は、赤坂サカス関連施設が今春の一斉稼働以降、順調に売上を伸ばしており、当第2四半期連結会計期間の売上高は45億5百万円、営業利益は21億2千万円となりました。

費用面では、当第2四半期連結会計期間の売上原価は695億8百万円となり、第1四半期連結会計期間よりも126億4百万円増加し、また、販売費及び一般管理費は、放送事業の減収に伴う代理店手数料の減少等の理由により下落した部分があるものの、総額では251億2千3百万円と、第1四半期連結会計期間よりも80億2千8百万円の増加となりました。この費用増の主たる要因は、赤坂サカスの各施設の一斉稼働やイベント開催等に伴う不動産事業、スタイリングライフグループの新規連結を含めた映像・文化事業での費用増によるものです。

さらに、世界同時株安等の深刻な市況を背景に投資有価証券評価損等の特別損失が発生して、当第2四半期連結会計期間の四半期純利益は、10億1千万円という結果になりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は381億6千万円で、第1四半期連結会計期間末と比べて180億4千8百万円増加しました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間の税金等調整前四半期純利益は28億5千1百万円、減価償却費は46億2千3百万円、未収消費税の入金、その他仕入債務の増加などの増加要因により、営業活動によるキャッシュ・フローは173億1千万円の獲得になりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

赤坂サカス関連の未払金の支払により有形固定資産の取得による支出が218億2千5百万円になったほか、㈱スタイリングライフ・ホールディングス株式の取得費用203億5千5百万円、このほか投資有価証券の取得などにより、投資活動によるキャッシュ・フローは459億1千4百万円の使用になりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間中に、473億4千1百万円の短期借入を行い、財務活動によるキャッシュ・フローは466億6千6百万円の獲得となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、㈱スタイリングライフ・ホールディングス及びその子会社5社、持分法適用会社1社を新規に連結の範囲等に加えたことに伴い、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりです。

(a) 既存事業領域の強化・拡充

雑貨小売販売事業においては、プラザ・ミニプラ等既存業態の体質強化を図るとともに、新規業態事業の基盤作りと利益貢献による成長戦略を構築します。

通信販売事業においては、一層の経営体質強化に努めるとともに、成長戦略として新規顧客の獲得と外部パートナーとの提携を促進します。

ビューティ&ウェルネス事業においては、一般流通チャネルにおけるブランドの育成とビジネス領域の拡大、百貨店流通における多店舗展開推進と収益力の確保、代理店ビジネスにおける一層の組織拡大と総合的なビジネス構造の見直し強化を図ります。

フード事業においては、収益性の改善、事業ポートフォリオの構築、及び組織体制の強化を図ります。

(b) 収益性を強化すべき事業の再構築

各事業領域において収益性の改善・強化が求められる事業について、事業存続要件を明確化しつつ、利益創出のための戦略ロードマップを策定し早期実施を目指します。

(c) グループ成長を促す新規事業分野のインキュベーション

雑貨小売販売事業、ビューティ&ウェルネス事業及びフード事業における新規業態開発に積極的に取り組み、各事業分野の拡充を図ります。

また、優良顧客となり得るシニア&リッチ層を対象とするマーケティングを強化し、新規・派生領域の事業化を推進します。

[会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について]

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

I 基本方針の内容

当社は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、有限希少の電波を預かる放送事業者として、高い公共的使命を与えられている企業であります。そして、その企業としての性格は、放送法の定めるところに従い当社が制定した「TBS放送基準」の前文に、「TBSは、放送の社会的責任と公共的使命を認識し、メディアの特性を十分に活用して、文化の普及と向上に努め、平和で民主的な世界、より良い社会環境、地球環境の実現と、公共の福祉に貢献することを使命とする。TBSは、電波が国民のものであるという原則にもとづき、基本的人権と世論を尊び、公正な立場を守り、自律を確保することによって、表現の自由を貫き、広告、宣伝の社会的効用を高め、国民の期待と信頼にこたえる」と掲げているとおりであり、とりわけ災害・緊急時等には、わが国の基幹メディアとして、一瞬の遅滞も許されることなく社会のライフラインの機能を果たすべき重要な役割を与えられております。

また、地上デジタル放送の本格化や多メディア時代を迎えて、放送事業は、一層の番組制作・企画開発力とその質の向上を問われております。

これらの公共的使命、社会的役割を実現し、放送事業としての競争力の鍵となる番組制作・企画開発力とその質を絶えず向上させていく上で、従業員や関係職員等当社および当社の子会社（以下「当グループ」といいます）が有する人材が重要な経営資源として位置づけられるのはもちろんのこと、業務委託先や取引先その他当社の番組やコンテンツを支える人々との長期の信頼関係は、経営資源として極めて重要な役割を果たしており、これらは当社の企業価値の源泉を構成しているものにほかなりません。

したがって、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であり、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。

もとより、当社は、上場会社として、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に資する形で当社株式の大量取得行為が行われることや当該行為に向けた提案がなされることを否定するものではありません。しかしながら、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、上記のような当社の企業価値の源泉とその中長期的な強化の必要性についての認識を共有せず、上述した当社の企業価値を生み出す源泉を中長期的に見て毀損するおそれがある場合、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に反する結果につながりかねないばかりでなく、当社がわが国の基幹メディアの一つとして高い公共的使命を有することに鑑みれば、国民全体の利益すら損なわれることになりかねないものと考えられます。

以上のような観点から、当社といたしましては、放送法および電波法の趣旨にも鑑み、特定の者またはグループ（およびこれらと所定の関係を有する者）が当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により（かかる場合における特定の者またはグループおよびこれらと所定の関係を有する者を併せて以下「買収者等」といいます）、上述したような当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそ

れがある場合など、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化が阻害されるおそれがある場合には、かかる買収者等は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保およびその最大化に向けた相当な措置を講じることとしています。

II 「V! u p 2010」の実行による企業価値向上および株主共同の利益最大化に向けた取組み（注）

当グループは、今後とも、テレビ・ラジオの放送を通じて国民の知る権利に奉仕し、広く愛される良質な娯楽を提供していく所存ですが、その一方で、デジタル時代の放送業界における確固たる地位を築き、また、持続的な企業価値の向上を果たすことを目標として、平成18年2月に、2010年度に至る当グループの中期経営計画である「V! u p 2010」を発表しております。

「V! u p 2010」は、2010（平成22）年度に地上波テレビの全日常平均視聴率を9%台に押し上げ、在京5局中におけるテレビスポットの売上シェアを25%以上に伸ばすとともに、放送事業以外、すなわち映像・文化事業と不動産事業およびその他事業の連結売上を1,500億円規模に拡大すること等を目指した計画であります。

（注）

「V! u p 2010」を改定した新・中期経営計画「V! u p 2012」を新たに策定し、平成20年11月10日に発表しております。

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組み

当社は、平成19年2月28日開催の当社取締役会の決議により、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成17年5月18日付けで公表いたしました「当社株式にかかる買収提案への対応方針」（以下「17年プラン」といいます）について、その実質を維持しつつ株主の皆様を更に重視する形で改定（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます）を行い、平成19年6月28日開催の当社第80期定時株主総会において、本プランとその継続につき、同総会に出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によるご賛同をもって株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの内容は以下のとおりです。

1 本プランの内容

(a) 本プランの発動にかかる手続

() 本プランの手続の対象となる行為

当社は、以下の ないし のいずれかに該当する行為（以下「大規模買付行為等」といいます）が行われた場合を本プランの適用対象とし、これらの行為を行う方針を有する者（当該方針を有するものと当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め除外を承認をした場合を除きます）が現れた場合に、本プランに定めた手続を開始するものといたします。

大規模買付行為等に対する対応措置の内容は、下記 のとおりですが、本プランは、上記の方針を有する者が現れた場合に当然にかかる対応措置を発動するものではなく、当該者に対してかかる対応措置を発動するか否かは、あくまで下記 、 および ないし の手続に従って決せられることとなります。

当社が発行者である株券等についての、買付け等の後における公開買付者グループ（注1）の株券等所有割合の合計が20%以上となることを目的とする公開買付け

当社が発行者である株券等についての、大規模買付者グループ（注2）の、買付け等の後における株券等保有割合が20%以上となるような買付け等

当社が発行者である株券等についての公開買付けまたは買付け等の実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計が20%以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該大規模買付者グループの中核を成す当社の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（注3）

（注1）

「公開買付者グループ」とは、公開買付者自身と、その特別関係者、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他公開買付者または特別関係者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、およびこれらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に認められた者を合わせたグループをいいます。

（注2）

「大規模買付者グループ」とは、当社が発行者である株券等の保有者およびその共同保有者、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他当該保有者または共同保有者と実質的利害を共通にしている者、並びにこれらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に認められた者を合わせたグループをいいます。

(注3)

上記 所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に行うものいたします。また、当社取締役会は、当該 の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して、下記()記載の情報に準じた情報を提供していただくよう要請することがございますのでご承知おき下さい。

以下、公開買付者グループおよび大規模買付者グループと、上記 において定める「他の株主」とを併せて、「買収者グループ」といいます。

() 買収者グループに対する情報提供の要求等

大規模買付行為等を行う買収者グループは、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、当該大規模買付行為等の開始または実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）とそれらに加えて、取締役会評価期間（下記()に定義されます）および当該期間における検討の結果下記()に従い当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合にはそのときからさらに21日間の待機期間（以下「待機期間」といいます）において当社株券等の買付け等を行わないこと、および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下本必要情報と併せて「買付意向説明書」といいます）を提出していただきます。

特別委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、同グループに対し、適宜回答期限（原則として60日といたします）を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。

買付意向説明書の提出を当社取締役会が求めた場合、または買付意向説明書が提出された場合には、当社は、その旨および当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

買収者グループの概要（具体的名称、主要な株主または出資者、出資割合、財務内容並びに役員の氏名および略歴を含みます。なお、買収者グループがファンドまたはその出資にかかる事業体である場合は、その主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません）その他の構成員並びに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者に関する上記の情報を含みます）

大規模買付行為等の目的、方法および内容（大規模買付行為等における対価の種類および価額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為等の完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については弁護士による意見書を併せて提出していただきます）

大規模買付行為等を行うに際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に規定される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその相手方名およびその概要、並びに当該意思連絡の具体的な態様および内容

大規模買付行為等にかかる買付けの対価の算定根拠およびその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額または内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額または内容を含みます）およびその算定根拠を含みます）

大規模買付行為等にかかる買付けのための資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません）を含みます）の具体的名称、その概要、調達方法、資金提供が実行されるための条件（担保提供の状況およびその予定の有無を含みます）、資金提供後の誓約事項の有無および内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます）

大規模買付行為等の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策および番組編成方針等（大規模買付行為等の完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）その他大規模買付行為等の完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、業務提携先その他の当社にかかる利害関係者の処遇方針

反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接・間接を問いません）およびこれらに対する対処方針

当社の放送局としての公共的使命に対する考え方（放送法第1条、第3条、第3条の2等に定める事項に関する考え方を含みます）

その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

() 取締役会および特別委員会による検討等

当社取締役会および特別委員会は、買収者グループが開示した大規模買付行為等の内容に応じた下記 または の期間（買付意向説明書および本必要情報の提供が完了したと当社取締役会または特別委員会が判断した旨を当社が関係法令等および金融商品取引所の規則に従って開示した日から起算されるもの）といたします。また、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定いたします。

なお、かかる取締役会評価期間は、当社における事業内容の評価・検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間（初日不算入）

上記を除く大規模買付けが行われる場合：90日間（初日不算入）

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、買収者グループから提供された本必要情報にもとづき、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、買収者グループの大規模買付け等に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉を行うものとしたします。

その際、当社取締役会は、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとしたします。

また、特別委員会も上記と並行して買収者グループからの提案等の評価および検討等を行います。特別委員会がかかるとして買収者グループからの提案等の評価および検討等を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしたします。なお、かかる費用は当社が負担するものとしたします。

特別委員会が取締役会評価期間内に下記（ ）記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対応措置の発動もしくは不発動の決議または株主総会の招集の決議に至らないことにつき、やむを得ない事情がある場合において、当社取締役会は、特別委員会の勧告にもとづき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとしたします（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様としたします）。

当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を関係法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

また、特別委員会は、買収者グループが本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付け等を開始したものと認める場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて同グループと協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の下記（ ）で定める所要の対応措置を発動することを勧告できるものとしたします。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、特別委員会の上記勧告を最大限尊重の上、本新株予約権の無償割当て等の下記（ ）で定める所要の対応措置を発動することとしたします。

（ ）対応措置の具体的内容

当社が本プランにもとづき発動する大規模買付け等に対する対応措置は、原則として、本新株予約権の無償割当てによるものとしたします。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対応措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対応措置が用いられることもあるものとしたします。

大規模買付け等に対する対応措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、

(i) 例外事由該当者（下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」の(f)において定義されます）による権利行使は認められないとの条件や、

() 新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権については、これを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを本新株予約権に代わる新たな新株予約権その他の財産と引換えに取得することができる旨を定めた条項）、または

() 当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項

など、大規模買付け等に対する対応措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあり得ます。

なお、下記「3. 本新株予約権の無償割当ての概要」においても記載いたしましたとおり、本新株予約権の無償割当ての割当基準日は、上記（ ）柱書所定の事由または本プランの手続に従わずに大規模買付け等が開始された日以後の日となりますので、いわゆる平時において本新株予約権の無償割当てが実施されることはありません。また、当社取締役会が割当基準日を定めるに当たっては、原則として上記株主総会の会日の後の日とすることとし、関係機関と協議の上、株主の皆様にも不測の損害が及ばないよう配慮して、これを決定することとしたします。

（ ）対応措置の不発動の勧告

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付け等ないしその提案内容の検討と、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、当社が定めるガイドラインに照らし、買収者グループが総体として濫用的買収者に該当しないと判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の対応措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

但し、特別委員会は、一旦対応措置の不発動の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができます。

本新株予約権の無償割当てその他の対応措置について、特別委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行うものいたします。

() 株主総会の開催

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案の内容の検討、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により上記()の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施およびその取得条項の発動その他の対応措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものいたします。その場合、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを行うことおよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものいたします。

その際、当社取締役会は、本必要情報の概要、買付意向説明書に関する当社取締役会の意見および特別委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに関係法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

なお、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、買収者グループから十分な情報を受領後速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「承認総会議決権基準日」といいます）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものいたします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主といたします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものいたします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものいたします。

() 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り特別委員会の勧告（上記()にもとづく対応措置発動の勧告または上記()にもとづく対応措置不発動の勧告）を最大限尊重し、または上記株主総会の決議に従って、本新株予約権の無償割当ておよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものいたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、上記決議の概要とその他当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

なお、買収者グループは、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って（すなわち、特別委員会の上記()にもとづく対応措置不発動の勧告にもとづき、または上記()にもとづく株主総会における対応措置発動の決議が得られなかったことを受けて）本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等を実行してはならないものとさせていただきます。

(b) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、平成22年4月以降最初に開催される定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされない限り、更に3年間自動的に更新されるものとし、その後も同様といたします。但し、有効期間内であっても当社取締役会もしくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合または特別委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランはその時点で廃止されるものいたします。

また、当社取締役会は、有効期間の満了前であっても、特別委員会の現任委員の過半数かつ外部有識者委員の過半数の同意による承認を得た上で、本プランを株主総会の承認の範囲内で修正または変更する場合があります。

2 企業価値評価特別委員会の概要

企業価値評価特別委員会は、本プランにもとづき当社取締役会から諮問を受けた事項およびその他につき当社の企業価値最大化を実現する方策としての適性を検討し、その結果を勧告する当社取締役会の社外諮問機関であります。一方、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、対応方針にもとづく事前対応および対応措置に関し必要となる事項についての最終判断を行なうこととしております。また、当社監査役会は、取締役会および特別委員会の判断過程を監督することとしております。

特別委員会は、当社社外取締役のうちから1ないし2名、社外監査役のうちから1ないし2名、弁護士・会計士・投資銀行業務経験者・経営者としての実績や会社法に通じた学識経験者等社外有識者から3名をもって構成することとしており、各委員の任期は2年です。

3 本新株予約権の無償割当ての概要

(a) 割当対象株主

取締役会で定める基準日（上記「1. 本プランの内容」(a)(i)柱書所定の事由発生後の日とされます）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除きます）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをします。

- (b) 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株以内で取締役会が定める数とします。
- (c) 新株予約権の無償割当ての効力発生日
取締役会において別途定めます。
- (d) 株主に割り当てる新株予約権の総数
割り当てる本新株予約権の総数は、無償割当基準日における最終の発行済株式総数（但し、当社の有する普通株式の数を除きます）を上限として取締役会の定める数とします。
- (e) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上とします。
- (f) 新株予約権の行使条件
新株予約権の行使条件は取締役会において定めるものとします（なお、買収者グループに属する者であって取締役会が所定の手続に従って定めた者（以下「例外事由該当者」といいます）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得ます）。
- (g) 当社による新株予約権の取得
() 当社は、取締役会において定める一定の事由が生じることまたは一定の日が到来することのいずれかを条件として、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を取締役会決議により付すことがあり得ます。
() 前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき1株以内で取締役会が予め定める数の当社普通株式を交付するものとします。他方、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を交付するものとすることがあり得ます。
() 上記()の取得条項にもとづく新株予約権の取得により、例外事由該当者に当たらない外国人等（放送法第52条の8第1項柱書に規定する外国人等をいいます。以下同じ）が当会社の総議決権の20%以上を保有することとなる場合には、当該外国人等に取得の対価として付与される当社普通株式のうち、当社の総議決権の20%以上に相当するものについては、株式に代えて上記新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を、それぞれの外国人等の持株割合に按分比例して交付するものとします。
- (h) 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定め公表するものとします。
- (i) 新株予約権証券の不発行
本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しないものとします。但し、新株予約権者から請求があった場合は、この限りではありません。

上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社企業価値および株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成17年5月18日開催の取締役会で決定した「当社株式にかかる買収提案への対応方針」につき、平成19年2月28日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして新たに位置付けるとともに内容の一部改定を行い、平成19年6月28日開催の当社第80期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいているものであり、基本方針に沿うものと判断しております。

なお、改定後の対応方針（本プラン）は、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、並びに東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」および同取引所の諸規則等に則り、株主の皆様のご権利内容やその行使、当社株式が上場されている市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものであり、対応措置の発動に際しては、原則として株主総会を開催し株主の皆様のご意思を確認するものであること、判断の公正性・客観性を担保するため、取締役会の諮問機関として、独立性の高い社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者からなる企業価値評価特別委員会を設置し、対応措置の発動または不発動等の判断に際してはその勧告を得た上これを最大限尊重すべきこととされているものであること、本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能となるよう手当てされていることなどから、企業価値および株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は8千3百万円です。

なお、当第2四半期連結会計期間より映像・文化事業に新たにスタイリングライフグループが加わったことにより、同グループにおける化粧品製造販売に関わる研究開発活動が行われており、上記金額には同活動に関わる3千5百万円が含まれています。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第2四半期連結会計期間末における当グループの有利子負債は、社債300億円、長期借入金367億円（1年内返済予定分含む）、及び短期借入金491億円（グループからの資金集中のためのキャッシュ・マネジメント・システムによる非連結関係会社からの短期借入金約21億円を含む）を合わせて約1,158億円となっております。

また当社および(株)スタイリングライフ・ホールディングスは、事業資金、運転資金の機動的な確保を目的として、当第2四半期連結会計期間末において、複数の金融機関との間で1,120億円のコミットメントラインを締結しております（借入実行残高470億円、借入未実行残高650億円）。その他、資金の効率化を図るため、売掛債権の一部流動化を実施しております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、(株)スタイリングライフ・ホールディングス及びその子会社5社を新規に連結の範囲に加えた結果、映像・文化事業セグメントの設備が増加している。その設備の状況は次の通りである。

| 会社名 (本店所在地) | 事業の種類別 セグメントの 名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(百万円) | | | | | 従業員数 (人) |
|---------------------------------------|------------------------|-----------------|-------------|---------------|---------------|-----|-------|-------------|
| | | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 工具、器具 及び備品 | その他 | 合計 | |
| (株)スタイリングライフ・ ホールディングス (東京都渋谷区) | 映像・文化 事業 | 事務所 | 22 | - | 14 | 43 | 80 | 22 |
| ブラザスタイル(株) (東京都中央区) | 映像・文化 事業 | 店舗他 | 1,349 | - | 273 | 4 | 1,627 | 1,133 |
| (株)ライトアップショッピ ングクラブ (東京都港区) | 映像・文化 事業 | 店舗、物流 施設他 | 284 | - | 87 | - | 371 | 173 |
| (株)B & Cラボラトリーズ (東京都品川区) | 映像・文化 事業 | 営業用設備 | 323 | 75 | 164 | - | 563 | 110 |
| (株)C Pコスメティクス (東京都品川区) | 映像・文化 事業 | 本社設備及び 製造設備他 | 20 | - | 12 | - | 33 | 85 |
| マキシム・ド・パリ(株) (東京都中央区) | 映像・文化 事業 | 店舗他 | 237 | 19 | 38 | - | 295 | 107 |

(注) 金額には消費税等は含まれていない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の拡充、改修について完了したものは次のとおりである。

当社において、前四半期連結会計期間末に計画していたSNG基地HD化については、平成20年8月に完了した。この拡充は系列局を含めたHD化に伴うものである。

(株)TBSビジョンおよび(株)東放制作において、前四半期連結会計期間末に計画していた事務所拡充については、平成20年7月に完了した。この拡充は事務所移転に伴うものである。

当第2四半期連結会計期間において、(株)スタイリングライフ・ホールディングス及びその子会社5社を新規に連結の範囲に加えた結果、新たに追加された重要な設備の新設計画は次の通りである。

| 会社名 | 所在地 | 事業の種類別 セグメントの 名称 | 設備の内容 | 投資予定額 | | 資金調達 方法 | 着手及び 完了予定日 | | 完成後の 増加能力 |
|---------------------------|--------------------|------------------------|--------------|-------------|---------------|-------------------|---------------|--------------|--------------|
| | | | | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) | | 着手 | 完了予定 | |
| (株)スタイリングライフ ・ホールディングス | 本社 (東京都 渋谷区) | 映像・文化 事業 | システム | 543 | - | 自己資金 及び リース | 平成19年 10月 | 平成21年 1月 | 処理能力 拡充 |
| ブラザスタイル(株) | 首都圏 各店舗等 | 映像・文化 事業 | 既存及び 新規店舗 | 199 | 18 | 自己資金 | 平成20年 8月 | 平成20年 11月 | 販売能力 拡充 |

(注) 1. 着手年月日は、各社における実際の着手日を記載している。

2. 金額には消費税等は含まれていない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 400,000,000 |
| 計 | 400,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年9月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成20年11月14日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|--|------------------------------|------------------------------------|----|
| 普通株式 | 190,434,968 | 190,434,968 | 東京証券取引所 (市場第一部) | - |
| 計 | 190,434,968 | 190,434,968 | - | - |

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日以降提出日現在までの新株予約権の行使により発行された株式数は含めていない。

(2) 【新株予約権等の状況】

提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（旧商法第280条ノ20及び旧商法第280ノ21の規定に基づく新株予約権）に関する事項は、次のとおりである。

| 株主総会の特別決議日（平成17年6月29日） | |
|--|--|
| | 第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日） |
| 新株予約権の数（個） | 276（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 276,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 2,145（注）2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年7月1日～ 平成21年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 2,145 資本組入額 1,073 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が当社の取締役又は子会社の取締役の任期満了または当社従業員の定年退職によりその地位を失った場合も権利を行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株予約権の権利行使はできない。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡、質入その他の処分は認めない。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2．発行価格は、権利付与日後に当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数 （千株） | 発行済株式総数残高 （千株） | 資本金増減額 （百万円） | 資本金残高 （百万円） | 資本準備金増減額 （百万円） | 資本準備金残高 （百万円） |
|--------------------------|--------------------|-------------------|-----------------|----------------|-------------------|------------------|
| 平成20年7月1日～ 平成20年9月30日 | - | 190,434 | - | 54,986 | - | 55,026 |

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%) |
|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------|--------------------------------|
| 楽天株式会社 | 東京都品川区東品川4丁目12-3 | 37,770 | 19.83 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 東京都港区浜松町2丁目11-3 | 17,083 | 8.97 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 8,219 | 4.31 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目6-6 | 7,954 | 4.17 |
| 株式会社毎日放送 | 大阪府大阪市北区茶屋町17-1 | 6,166 | 3.23 |
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区有楽町1丁目1-2 | 5,745 | 3.01 |
| 三井不動産株式会社 | 東京都中央区日本橋室町2丁目1-1 | 5,713 | 3.00 |
| 三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) | 東京都千代田区大手町1丁目2-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12) | 4,288 | 2.25 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋1丁目9-1 | 3,973 | 2.08 |
| 株式会社ビックカメラ | 東京都豊島区高田3丁目23-23 | 3,810 | 2.00 |
| 計 | - | 100,724 | 52.89 |

(注) 上記銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式を以下のとおり含んでいる。
千株

| | |
|----------------------|--------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 17,083 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 8,219 |

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|------------------|----------------------------|------------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 22,500 | - | - |
| | (相互保有株式) 普通株式 1,009,800 | (注)2 9,940 | - |
| 完全議決権株式(その他)(注)1 | 普通株式 189,297,800 | 1,892,978 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 104,868 | - | - |
| 発行済株式総数 | 190,434,968 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 1,902,918 | - |

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が200,700株(議決権の数2,007個)含まれている。

2. 議決権を含めた株式の貸与取引により、議決権9,940個が発生している。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数(株) | 他人名義所有 株式数(株) | 所有株式数の 合計(株) | 発行済株式総数 に対する所有株 株式数の割合 (%) |
|----------------------|---------------------|------------------|------------------|-----------------|-------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社東京放送 | 東京都港区赤坂 5丁目3-6 | 22,500 | - | 22,500 | 0.01 |
| (相互保有株式) 株式会社東通 | 東京都港区赤坂 2丁目14-5 | - | 994,000 | 994,000 | 0.52 |
| 株式会社テレパック | 東京都港区赤坂 2丁目12-10 | 15,800 | - | 15,800 | 0.00 |
| 計 | - | 38,300 | 994,000 | 1,032,300 | 0.54 |

(注) 株式会社東通の他人名義所有株式994,000株は、野村證券株式会社(東京都中央区日本橋1丁目9-1)への議決権を含めた株式の貸与取引によるものである。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最高(円) | 2,800 | 2,770 | 2,455 | 2,025 | 1,907 | 1,956 |
| 最低(円) | 2,315 | 2,235 | 1,931 | 1,792 | 1,677 | 1,612 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はない。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|---------------|-------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 38,459 | 30,045 |
| 受取手形及び売掛金 | 39,632 | 38,497 |
| 商品及び製品 | 7,436 | 97 |
| 番組及び仕掛品 | 9,592 | 8,189 |
| 原材料及び貯蔵品 | 967 | 262 |
| 前払費用 | 7,041 | 8,977 |
| 繰延税金資産 | 3,724 | 4,927 |
| その他 | 8,570 | 5,988 |
| 貸倒引当金 | 192 | 51 |
| 流動資産合計 | 115,233 | 96,934 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 190,932 | 184,789 |
| 減価償却累計額 | ¹ 62,676 | 56,643 |
| 建物及び構築物(純額) | 128,256 | 128,146 |
| 機械装置及び運搬具 | 81,615 | 80,808 |
| 減価償却累計額 | ¹ 64,748 | 62,343 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 16,866 | 18,464 |
| 工具、器具及び備品 | 16,712 | 14,716 |
| 減価償却累計額 | ¹ 12,895 | 11,450 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 3,816 | 3,265 |
| 土地 | 84,755 | 84,752 |
| リース資産 | 151 | - |
| 減価償却累計額 | 7 | - |
| リース資産(純額) | 144 | - |
| 建設仮勘定 | 2,763 | 4,396 |
| 有形固定資産合計 | 236,602 | 239,025 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 5,171 | 5,189 |
| のれん | ³ 29,586 | - |
| その他 | 1,735 | 1,372 |
| 無形固定資産合計 | 36,493 | 6,561 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 169,252 | 183,297 |
| 長期貸付金 | 549 | 487 |
| 繰延税金資産 | 3,054 | 1,711 |
| 長期前払費用 | 2,354 | 1,914 |
| その他 | 12,257 | 7,856 |
| 貸倒引当金 | 571 | 578 |
| 投資その他の資産合計 | 186,895 | 194,689 |
| 固定資産合計 | 459,991 | 440,276 |
| 資産合計 | 575,225 | 537,211 |

(単位：百万円)

| | 当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|---------------|-------------------------------|--|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 38,652 | 32,100 |
| 短期借入金 | 5 49,138 | 2,073 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,125 | - |
| 未払金 | 10,721 | 35,766 |
| 未払法人税等 | 3,087 | 7,927 |
| 未払消費税等 | 1,345 | 466 |
| 未払費用 | 5,964 | 5,010 |
| 役員賞与引当金 | 165 | 329 |
| その他の引当金 | 1,111 | - |
| その他 | 4,577 | 3,762 |
| 流動負債合計 | 115,888 | 87,438 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 30,000 | 30,000 |
| 長期借入金 | 35,625 | 20,000 |
| 退職給付引当金 | 11,990 | 9,706 |
| 繰延税金負債 | 5,797 | 12,867 |
| その他 | 15,691 | 16,823 |
| 固定負債合計 | 99,104 | 89,397 |
| 負債合計 | 214,993 | 176,835 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 54,986 | 54,959 |
| 資本剰余金 | 60,254 | 60,227 |
| 利益剰余金 | 220,082 | 217,691 |
| 自己株式 | 84 | 79 |
| 株主資本合計 | 335,240 | 332,799 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 15,087 | 25,647 |
| 繰延ヘッジ損益 | 97 | 417 |
| 為替換算調整勘定 | 54 | 72 |
| 評価・換算差額等合計 | 14,935 | 25,157 |
| 少数株主持分 | 10,056 | 2,420 |
| 純資産合計 | 360,232 | 360,376 |
| 負債純資産合計 | 575,225 | 537,211 |

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) |
|--------------|---|
| 売上高 | 178,409 |
| 売上原価 | 126,411 |
| 売上総利益 | 51,997 |
| 販売費及び一般管理費 | 42,218 |
| 営業利益 | 9,778 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 121 |
| 受取配当金 | 1,858 |
| 持分法による投資利益 | 113 |
| その他 | 276 |
| 営業外収益合計 | 2,370 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 514 |
| 固定資産除却損 | 129 |
| その他 | 171 |
| 営業外費用合計 | 814 |
| 経常利益 | 11,334 |
| 特別利益 | |
| 移転補償金 | 125 |
| その他 | 26 |
| 特別利益合計 | 151 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 91 |
| 投資有価証券評価損 | 1,657 |
| その他 | 832 |
| 特別損失合計 | 2,582 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 8,903 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,029 |
| 法人税等調整額 | 1,383 |
| 法人税等合計 | 4,413 |
| 少数株主損失() | 185 |
| 四半期純利益 | 4,675 |

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

| 当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) | |
|---|--------|
| 売上高 | 99,778 |
| 売上原価 | 69,508 |
| 売上総利益 | 30,270 |
| 販売費及び一般管理費 | 25,123 |
| 営業利益 | 5,146 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 103 |
| 受取配当金 | 46 |
| 持分法による投資利益 | 79 |
| 失念株配当金 | 102 |
| その他 | 72 |
| 営業外収益合計 | 404 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 321 |
| 固定資産除却損 | 103 |
| その他 | 110 |
| 営業外費用合計 | 535 |
| 経常利益 | 5,016 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 14 |
| 投資有価証券評価損 | 1,396 |
| その他 | 753 |
| 特別損失合計 | 2,164 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 2,851 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,524 |
| 法人税等調整額 | 875 |
| 法人税等合計 | 1,649 |
| 少数株主利益 | 191 |
| 四半期純利益 | 1,010 |

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

| | |
|--------------------------|--------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 8,903 |
| 減価償却費 | 9,196 |
| 長期前払費用償却額 | 355 |
| のれん償却額 | 401 |
| 投資有価証券評価損益(は益) | 1,657 |
| 退職給付費用 | 280 |
| 固定資産除却損 | 221 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 1 |
| 受取利息及び受取配当金 | 1,979 |
| 支払利息 | 514 |
| 持分法による投資損益(は益) | 113 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 3,194 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 1,132 |
| 前払費用の増減額(は増加) | 2,515 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 197 |
| 未収消費税等の増減額(は増加) | 3,831 |
| その他 | 4,736 |
| 小計 | 22,909 |
| 利息及び配当金の受取額 | 1,963 |
| 利息の支払額 | 585 |
| 法人税等の支払額 | 7,878 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 16,408 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 24,461 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 621 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 5,757 |
| 投資有価証券の売却による収入 | 124 |
| 長期預り敷金の増加による収入 | 157 |
| 長期預り敷金の減少による支出 | 1,388 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出 | 20,355 |
| その他 | 27 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 52,275 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期借入れによる収入 | 47,549 |
| 短期借入金の返済による支出 | 485 |
| 長期借入金の返済による支出 | 500 |
| 配当金の支払額 | 2,385 |
| 少数株主への配当金の支払額 | 82 |
| その他 | 147 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 44,244 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 18 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 8,395 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 29,764 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 38,160 |

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| | 当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) |
|--------------------|--|
| 1. 連結の範囲に関する事項の変更 | <p>(1) 連結の範囲の変更 当第2四半期連結会計期間より、(株)スタイリングライフ・ホールディングス株式を取得し、同社の完全子会社であるプラザスタイル(株)、(株)ライトアップショッピングクラブ、(株)B & Cラボラトリーズ、(株)C Pコスメティクス、マキシム・ド・パリ(株)を合わせた6社を、連結の範囲に含めている。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 35社</p> |
| 2. 持分法の適用に関する事項の変更 | <p>(1) 持分法適用関連会社の変更 当第2四半期連結会計期間より、新規に連結の範囲に含めた(株)B & Cラボラトリーズの関連会社である(株)R Gマーケティングを、持分法適用の範囲に含めている。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 5社</p> |
| 3. 会計処理基準に関する事項の変更 | <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 従来、通常の販売目的で保有するたな卸資産のうち、番組及び仕掛品については主として個別法に基づく原価法、商品及び製品については主として移動平均法または総平均法に基づく原価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、それぞれ主として個別法に基づく原価法、移動平均法または総平均法に基づく原価法(いずれも貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。 この変更による損益に与える影響はない。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。 この変更による損益に与える影響はない。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)</p> |
| | <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を早期適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。</p> <p>この変更による損益に与える影響は軽微である。</p> |

【簡便な会計処理】

| | |
|-------------------|--|
| | <p>当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)</p> |
| <p>たな卸資産の評価方法</p> | <p>当第2四半期連結会計期間末の商品等のたな卸高の算出に関して、実地たな卸を省略し、前連結会計年度末等の実地たな卸高を基礎として、合理的な方法により算定する方法によっている。</p> <p>また、簿価切下げに関して、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっている。</p> |
| <p>減価償却方法</p> | <p>減価償却の方法に定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して減価償却費を計上している。</p> |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】
該当事項なし。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------|------------------------|-------|-----------|-------|----------|------|-----|--|--|----------|-------|----------|-------|-------------------|-----|-------------------|-----|-----------------------|-----|-----------------------|-----|------------------------|-----|------------------------|-----|------------------------|----|---|-------|---|-------|--|--|-------|------------|--------|-----------|-----|-----------|--|------|-----|--|--|----------|-------|----------|-------|-------------------|-----|-------------------|-----|-----------------------|-----|-----------------------|-----|------------------------|-----|------------------------|-----|---|-------|--|--|
| <p>1. 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。</p> <p>2. 担保資産 担保に供している資産で、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりである。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">28,702百万円</td> </tr> </table> なお、上記投資有価証券は、連結子会社に対するものであり、連結上相殺消去されている。</p> <p>3. 固定負債である負ののれんと相殺した差額を記載している。 なお、相殺前の金額は次のとおりである。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">のれん</td> <td style="text-align: right;">30,737百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">負ののれん</td> <td style="text-align: right;">1,151百万円</td> </tr> </table> </p> <p>4. 偶発債務 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">保証債務</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">百万円</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>従業員住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">6,502</td> <td>従業員住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">6,662</td> </tr> <tr> <td>(株)放送衛星システムの銀行借入金</td> <td style="text-align: right;">729</td> <td>(株)放送衛星システムの銀行借入金</td> <td style="text-align: right;">877</td> </tr> <tr> <td>(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証</td> <td style="text-align: right;">895</td> <td>(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証</td> <td style="text-align: right;">984</td> </tr> <tr> <td>(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証</td> <td style="text-align: right;">781</td> <td>(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証</td> <td style="text-align: right;">858</td> </tr> <tr> <td>(株)ライフネオ店舗賃貸契約に対する連帯保証</td> <td style="text-align: right;">64</td> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,382</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,974</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </p> <p>5. コミットメントライン契約 当社及び連結子会社の(株)スタイリングライフ・ホールディングスは、事業資金、運転資金の機動的な確保を目的として、複数の金融機関との間でコミットメントライン契約を締結している。契約極度額および借入実行残高は以下のとおりである。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">契約極度額</td> <td style="text-align: right;">112,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">47,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">65,000百万円</td> </tr> </table> </p> | 投資有価証券 | 28,702百万円 | のれん | 30,737百万円 | 負ののれん | 1,151百万円 | 保証債務 | 百万円 | | | 従業員住宅ローン | 6,502 | 従業員住宅ローン | 6,662 | (株)放送衛星システムの銀行借入金 | 729 | (株)放送衛星システムの銀行借入金 | 877 | (株)中国放送のリース契約に対する連帯保証 | 895 | (株)中国放送のリース契約に対する連帯保証 | 984 | (株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証 | 781 | (株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証 | 858 | (株)ライフネオ店舗賃貸契約に対する連帯保証 | 64 | 計 | 9,382 | 計 | 8,974 | | | 契約極度額 | 112,000百万円 | 借入実行残高 | 47,000百万円 | 差引額 | 65,000百万円 | <p>4. 偶発債務 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">保証債務</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">百万円</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>従業員住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">6,662</td> <td>従業員住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">6,662</td> </tr> <tr> <td>(株)放送衛星システムの銀行借入金</td> <td style="text-align: right;">877</td> <td>(株)放送衛星システムの銀行借入金</td> <td style="text-align: right;">877</td> </tr> <tr> <td>(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証</td> <td style="text-align: right;">984</td> <td>(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証</td> <td style="text-align: right;">984</td> </tr> <tr> <td>(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証</td> <td style="text-align: right;">858</td> <td>(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証</td> <td style="text-align: right;">858</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,382</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </p> <p>5. 当社は、事業資金、運転資金の機動的な確保を目的として、複数の金融機関との間でコミットメントライン契約を締結している。契約極度額は110,000百万円であるが、当連結会計年度末において、本契約に基づく借入金残高はない。</p> | 保証債務 | 百万円 | | | 従業員住宅ローン | 6,662 | 従業員住宅ローン | 6,662 | (株)放送衛星システムの銀行借入金 | 877 | (株)放送衛星システムの銀行借入金 | 877 | (株)中国放送のリース契約に対する連帯保証 | 984 | (株)中国放送のリース契約に対する連帯保証 | 984 | (株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証 | 858 | (株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証 | 858 | 計 | 9,382 | | |
| 投資有価証券 | 28,702百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| のれん | 30,737百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負ののれん | 1,151百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保証債務 | 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業員住宅ローン | 6,502 | 従業員住宅ローン | 6,662 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (株)放送衛星システムの銀行借入金 | 729 | (株)放送衛星システムの銀行借入金 | 877 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (株)中国放送のリース契約に対する連帯保証 | 895 | (株)中国放送のリース契約に対する連帯保証 | 984 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証 | 781 | (株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証 | 858 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (株)ライフネオ店舗賃貸契約に対する連帯保証 | 64 | 計 | 9,382 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 8,974 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約極度額 | 112,000百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入実行残高 | 47,000百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差引額 | 65,000百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保証債務 | 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業員住宅ローン | 6,662 | 従業員住宅ローン | 6,662 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (株)放送衛星システムの銀行借入金 | 877 | (株)放送衛星システムの銀行借入金 | 877 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (株)中国放送のリース契約に対する連帯保証 | 984 | (株)中国放送のリース契約に対する連帯保証 | 984 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証 | 858 | (株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証 | 858 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 9,382 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(四半期連結損益計算書関係)

| 当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | |
|---|--------|
| 販売費及び一般管理費の主な内容 | |
| | 百万円 |
| 人件費 | 8,301 |
| 代理店手数料 | 18,141 |
| 広告宣伝費 | 2,184 |
| 業務委託費 | 1,957 |
| 退職給付費用 | 431 |
| 減価償却費 | 928 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 165 |

| 当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) | |
|---|-------|
| 販売費及び一般管理費の主な内容 | |
| | 百万円 |
| 人件費 | 5,207 |
| 代理店手数料 | 9,364 |
| 広告宣伝費 | 1,649 |
| 業務委託費 | 1,264 |
| 退職給付費用 | 332 |
| 減価償却費 | 569 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 82 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | |
|---|---------------|
| 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) (百万円) | |
| 現金及び預金勘定 | 38,459 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | 299 |
| 現金及び現金同等物 | <u>38,160</u> |

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 190,434,968株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 413,253株

3. 新株予約権等に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 当第2四半期 連結会計期間末残高 (百万円) |
|-----------|--------------------------|------------------------------|
| 提出会社(親会社) | ストック・オプションとしての平成17年新株予約権 | - |
| | 合計 | - |

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成20年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,284 | 12 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月30日 | 利益剰余金 |

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|--------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成20年11月5日 取締役会 | 普通株式 | 1,523 | 8 | 平成20年9月30日 | 平成20年12月9日 | 利益剰余金 |

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)

| 科目 | 放送事業 (百万円) | 映像・文化事業 (百万円) | 不動産事業 (百万円) | その他事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|---------------|------------------|----------------|----------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 58,864 | 36,384 | 4,505 | 23 | 99,778 | - | 99,778 |
| (2) セグメント間の内部売上高又は振替高 | 700 | 1,247 | 1,385 | 360 | 3,693 | 3,693 | - |
| 計 | 59,565 | 37,632 | 5,890 | 384 | 103,472 | 3,693 | 99,778 |
| 営業利益又は営業損失() | 1,207 | 4,143 | 2,120 | 29 | 5,086 | 59 | 5,146 |

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

| 科目 | 放送事業 (百万円) | 映像・文化事業 (百万円) | 不動産事業 (百万円) | その他事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|---------------|------------------|----------------|----------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 120,283 | 49,624 | 8,458 | 42 | 178,409 | - | 178,409 |
| (2) セグメント間の内部売上高又は振替高 | 1,248 | 2,634 | 2,621 | 733 | 7,238 | 7,238 | - |
| 計 | 121,531 | 52,258 | 11,080 | 776 | 185,647 | 7,238 | 178,409 |
| 営業利益 | 779 | 4,879 | 4,006 | 52 | 9,718 | 59 | 9,778 |

(注) 1. 事業区分は売上集計区分によっている。

2. 各事業区分の主要な事業内容

| 事業区分 | 事業内容 |
|---------|---|
| 放送事業 | テレビ・ラジオの放送事業及び関連事業 |
| 映像・文化事業 | 各種催物、ビデオソフト等の企画・制作、野球興行、雑貨小売、通信販売、化粧品製造販売、外食・洋菓子製造販売等 |
| 不動産事業 | 土地及び建物の賃貸等 |
| その他事業 | 車両運行、調査・研究等 |

3. 当第2四半期連結会計期間に、スタイリングライフ・グループを新規に連結の範囲に加えたことにより、映像・文化事業における資産の金額が471億1千6百万円増加している。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略している。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価(百万円) | 四半期連結貸借対照表 計上額(百万円) | 差額(百万円) |
|---------|-----------|------------------------|---------|
| (1) 株式 | 105,409 | 131,915 | 26,506 |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3) その他 | 420 | 366 | 53 |
| 合計 | 105,829 | 132,282 | 26,452 |

(デリバティブ取引関係)

該当事項なし。

(ストック・オプション等関係)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

| 当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日) | | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) | |
|-------------------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,842.82円 | 1株当たり純資産額 | 1,884.02円 |

2. 1株当たり四半期純利益金額等

| 当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | | 当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) | |
|---|--------|---|-------|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 24.61円 | 1株当たり四半期純利益金額 | 5.32円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | 24.60円 | なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載を行っていない。 | |

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

| | 当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) |
|---|--|---|
| 1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益(百万円) | 4,675 | 1,010 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円) | 4,675 | 1,010 |
| 期中平均株式数(千株) | 190,017 | 190,022 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | - | - |
| (うち支払利息(税額相当額控除後)) | (-) | (-) |
| (うち事務手数料(税額相当額控除後)) | (-) | (-) |
| 普通株式増加数(千株) | 14 | - |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | ストック・オプションとしての平成17年新株予約権。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりである。 | 同左 |

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間
(自平成20年7月1日
至平成20年9月30日)会社分割(吸収分割)契約の締結について

当社は、平成20年11月5日開催の当社取締役会において、以下に掲げる内容の吸収分割契約(以下「本契約」といいます。)が本年12月16日開催予定の臨時株主総会における承認を受け、かつ本吸収分割の効力発生日(平成21年4月1日予定)に当社が放送法の規定による認定放送持株会社の認定を受けることが確実であると見込まれること、及び本吸収分割の効力発生日までに当社完全子会社の株式会社TBSテレビ(以下「TBSテレビ」といいます。)が電波法に基づく当社の放送事業者の免許人としての地位を承継する許可を取得していること等を条件として、当社のテレビ放送事業および映像・文化事業を当社から分割してTBSテレビに承継させることを決議し、平成20年11月5日付けでTBSテレビと本契約を締結しました。本吸収分割の概要は次のとおりです。

(1) 会社分割の目的

当社は、現在、番組制作力・企画力の強化、および売上シェアの拡大と利益水準の確保を通じた放送事業の強化に取り組む一方、コンテンツの多面的な利用と多メディア展開、および番組連動を起点とする広汎な周辺事業の収益確保によって、グループ収益の持続的な拡大を目指しております。本年20年7月29日付けおよび同月31日付けプレスリリースにおいて発表いたしました株式会社スタイリングライフ・ホールディングスの経営権取得も、当社の上記グループ成長戦略の一環であります。こうした放送周辺事業との連携によるシナジーを更に増大させ、また、今後とも予想される経営環境の激しい変化に機動的かつ柔軟に対応していくためには、各部門の経営目標と責任を一層明確化しつつ、グループ全体の収益を押し上げることを可能にする新たなグループ体制の確立が急務であると判断するに至りました。

かかる新たなグループ体制の下、当社グループは、引き続き中核とする放送事業においては、その独立性を保ちながら創造力を高めて収益確保に邁進する一方、グループ全体としても、社会に向けた発信力の幅を広げて、情報・娯楽から生活・文化に至るまで、最強のコンテンツ・ソフトを提供し続けることのできる、最良のメディア・グループの構築を目指してまいります。

具体的なグループ体制の在り方については、そもそも当社は、経営の効率化を図り、持続的な成長を遂げるため、平成12年より、持株会社化を視野に入れた組織再編に取り組んでまいったところでございます。その一環として、当社は、同年4月に、株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ、株式会社TBSエンタテインメント等を分社化した後、平成16年10月には、株式会社TBSエンタテインメント等の子会社3社を合併させてTBSテレビを発足させるなど、従来の法制度下におきましても可能な範囲で、グループ経営の基盤づくりとしての持株会社体制の確立を進めてまいりました。こうした状況の中で、本年4月の改正放送法の施行により、認定放送持株会社制度が導入され、放送事業における本格的な持株会社化の途が開かれました。当社といたしましては、グループ経営のさらなる「効率化」と「安定化」を追求し、当社グループの企業価値と株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、今般導入された認定放送持株会社制度を活用したグループ体制の再編が最適であると判断したものです。

(2) 会社分割の方法

当社を分割会社とし、TBSテレビを承継会社とする吸収分割

(3) 会社分割の日程

| | |
|----------------|--------------------|
| 認定放送持株会社体制移行発表 | 平成20年9月11日(木) |
| 株主総会基準日 | 平成20年9月30日(火) |
| 分割決議取締役会 | 平成20年11月5日(水) |
| 分割承認株主総会 | 平成20年12月16日(火)(予定) |
| 分割の予定日(効力発生日) | 平成21年4月1日(水)(予定) |

(注)本吸収分割は、分割承認株主総会の承認が得られること、本吸収分割の効力発生日に当社が放送法第52条の30第1項の規定による認定放送持株会社の認定を受けることが確実であると見込まれること、および本吸収分割の効力発生日までにTBSテレビが電波法第20条第2項に基づく当社の有する放送事業者の免許人の地位承継に関する許可を取得していること等を条件とします。

当第2四半期連結会計期間
(自平成20年7月1日
至平成20年9月30日)

(4) 分割に際して発行する株式及び割当

承継会社は、当社の完全子会社であるため、本件吸収分割に際して、当社に対する承継会社の株式その他の金銭等の交付はなされません。

(5) 分割により減少する資本金等

該当事項はありません。

(6) 分割会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社の新株予約権の取扱いについては、本件吸収分割によって変更はありません。なお、当社は、新株予約権付社債を発行していません。

(7) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日における本件事業に係る一切の契約（但し、雇用契約は除きます。）上の地位並びに本件事業に係る資産、債務、契約その他の権利義務（但し、平成20年11月5日付け吸収分割契約書において特段の定めのあるものを除きます。）を当社から承継いたします。なお、承継会社が当社から承継する債務については、承継会社が免責的にこれを引き受けます。

(8) 債務履行の見込み

本吸収分割において、当社に残存する資産額と承継会社に承継する資産額はともに負債の額を上回っており、収益状況についても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予測されていないことから、債務履行の見込みは十分に確保されていると判断いたします。

(9) 分割するテレビ放送事業および映像・文化事業の経営成績（平成20年3月期）

（単位：百万円）

| | 本件事業部門(a) | 平成20年3月期実績(b) | 比率(a/b) |
|------|-----------|---------------|---------|
| 売上高 | 265,788 | 271,404 | 97.9% |
| 営業利益 | 14,295 | 15,231 | 93.9% |

(10) 分割する資産、負債の状況（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

| 資 産 | | 負 債 | |
|------|---------|------|---------|
| 項 目 | 帳 簿 価 額 | 項 目 | 帳 簿 価 額 |
| 流動資産 | 71,980 | 流動負債 | 36,196 |
| 固定資産 | 202,509 | 固定負債 | 43 |
| 合 計 | 274,490 | 合 計 | 36,239 |

(11) 分割当事会社の概要

| | | 分 割 会 社 | 承 継 会 社 |
|-----|-----------|---|--------------------|
| (1) | 商 号 | 株式会社東京放送（平成21年4月1日付けで「株式会社東京放送ホールディングス」に商号変更予定） | 株式会社TBSテレビ |
| (2) | 事 業 内 容 | 放送事業、映像・文化事業、不動産事業等 | 各種放送番組の企画、製作および販売等 |
| (3) | 設 立 年 月 日 | 昭和26年5月 | 平成12年3月 |
| (4) | 本 店 所 在 地 | 東京都港区赤坂五丁目3番6号 | 東京都港区赤坂五丁目3番6号 |

当第2四半期連結会計期間
(自平成20年7月1日
至平成20年9月30日)

| | | 分割会社 | 承継会社 |
|------|---------------|----------------------------------|---------------------------------|
| (5) | 代表者の 役職・氏名 | 代表取締役社長 井上 弘 | 代表取締役社長 井上 弘 |
| (6) | 資本金 | 54,986百万円 | 300百万円 |
| (7) | 発行済株式数 | 190,434,968株 | 2,000株 |
| (8) | 純資産 | 360,232百万円(連結) (平成20年9月30日現在) | 926百万円(単体) (平成20年9月30日現在) |
| (9) | 総資産 | 575,225百万円(連結) (平成20年9月30日現在) | 13,734百万円(単体) (平成20年9月30日現在) |
| (10) | 決算期 | 3月31日 | 3月31日 |

(11) 会計処理の概要

企業結合会計上、本吸収分割は、共通支配下の取引に該当します。なお、のれんの発生はありません。

(12) 今後の見通し

本吸収分割において事業を承継する承継会社は、当社の完全子会社であるため、本吸収分割による当社連結業績への影響はありません。次年度以降の単体業績につきましては、分割後当社が持株会社となるため、当社の収入は不動産収入の一部および経営指導料収入、並びに子会社・関係会社等からの配当収入等となり、費用は持株会社としての機能に関わるものが中心となります。

(リース取引関係)

該当事項なし。

2【その他】

平成20年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議した。

- (イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・1,523百万円
- (ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・8円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成20年12月9日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行う。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

株式会社東京放送
取締役会 御中

あずさ監査法人

| | | |
|------------------------|-----------|-----------|
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 山 田 治 彦 印 |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 阿 部 隆 哉 印 |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 湯 口 豊 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京放送の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京放送及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年11月5日開催の取締役会において、株式会社東京放送を分割会社とし、株式会社TBSテレビを承継会社とする会社分割（吸収分割）契約の締結について決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。